

\* \* \* \* \*

## 定 款

\* \* \* \* \*

G M O メ デ ィ ア 株 式 会 社

# 定 款

## 第1章 総則

(商 号)

第1条 当会社は、GMOメディア株式会社と称し、英文では、GMO Media, Inc. と表示する。

(GMOインターネットグループ創業の精神)

第2条 当会社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神である「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

2 当社は、「For Your Smile With Internet」を会社のミッションとして掲げ、「誠実」「挑戦」「創造」を行動指針とする。

(目 的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) メディア事業の企画・制作・運営
- (2) インターネットを利用した各種情報提供サービス業
- (3) 広告の企画および制作ならびに広告代理業務
- (4) 教育関連事業
- (5) 各種物品（食品、酒類、医薬品を含む）の企画、販売、輸出入およびこれらの仲介業
- (6) 有価証券の取得、運用業務
- (7) 著作権管理
- (8) 有料・無料職業紹介事業、労働者派遣事業
- (9) 企業における人材の採用および雇用に関する情報提供およびコンサルティング業務
- (10) 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、斡旋およびその仲介業務ならびにそれらに関するコンサルティング業
- (11) 企業経営上の市場調査、および経営コンサルティング業務
- (12) イベントの企画および制作運営
- (13) 資産運用に関するコンサルタント業務
- (14) 仮想通貨その他電磁的価値情報に関する業務
- (15) 生命保険媒介業、損害保険代理業および共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業
- (16) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第4条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当会社の発行可能株式総数は、1,900,000株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所

に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもってその権利行使することができる株主もしくは登録株式質権者とすることができます。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会資料の電子提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定

することができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会による事後承認の禁止)

第29条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのである場合は当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令または定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。
- 3 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。

5 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたとき

は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第46条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から、12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第48条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第49条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第50条 配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

- 1 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

会社成立年月日：平成12年10月13日  
定款作成年月日：平成12年8月28日  
定款認証年月日：平成12年8月28日  
定款変更年月日：平成12年9月27日  
定款変更年月日：平成12年12月13日  
定款変更年月日：平成13年1月23日  
定款変更年月日：平成14年1月30日  
定款変更年月日：平成14年3月27日  
定款変更年月日：平成14年5月10日  
定款変更年月日：平成14年6月25日  
定款変更年月日：平成15年3月26日  
定款変更年月日：平成16年3月1日  
定款変更年月日：平成16年3月31日  
定款変更年月日：平成17年3月25日  
定款変更年月日：平成19年3月31日  
定款変更年月日：平成20年3月26日  
定款変更年月日：平成21年3月25日  
定款変更年月日：平成24年3月23日  
定款変更年月日：平成26年8月1日  
定款変更年月日：平成26年12月1日  
定款変更年月日：平成27年3月20日  
定款変更年月日：平成27年6月23日  
定款変更年月日：平成27年8月6日  
定款変更年月日：平成28年3月19日  
定款変更年月日：平成30年3月17日  
定款変更年月日：平成31年3月19日  
定款変更年月日：令和4年3月18日  
定款変更年月日：令和5年3月22日